

○玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例

平成 17 年 9 月 16 日
条例第 31 号

（設置）

第 1 条 玉村町自治基本条例（仮称）を策定するに当たり、その内容を検討するため、町長の附属機関として、玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、玉村町自治基本条例（仮称）の策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 町政に関し優れた識見を有する者
- (3) 各種団体等から推薦された者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から審議会が第 2 条の規定による答申を終える日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開するものとする。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、玉村町自治基本条例（仮称）草案を策定した者のうちから、町長と町議会議長が協議し、町長が指名する。

3 幹事は、審議会の会議に出席し、委員の質疑に応答し、又は審議事項に関して説明し、若しくは必要な意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、審議事項に関して意見又は識見を有する者に対し、会議に出席してその意見を述べ、又はその意見を文書により提出するよう求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申を終えた日に、その効力を失う。

附 則（平成18年3月24日条例第14号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。